

平成30年度「東南アジア青年の船」事業（第45回） 応募要領

1 応募資格

「東南アジア青年の船」事業の日本参加青年に応募する者は、次の各条件を満たす者でなければならない。また、本事業に応募する者は、一定の条件の下で、平成30年度において内閣府が実施する「明治150年記念「世界青年の船」事業」との併願も可能とする（本応募要領「7 併願について」参照）。なお、「国際青年育成交流事業」、「日本・中国青年親善交流事業」、「日本・韓国青年親善交流事業」及び「地域課題対応人材育成事業「地域リーダープログラム」」へ応募することはできない。

- (1) 国籍及び年齢
日本国籍を有し、平成30年4月1日現在、18歳以上30歳以下（昭和62年4月2日から平成12年4月1日までに出生）の者
- (2) 社会への貢献
地域、職域、学校又は青少年団体等において、帰国後もその経験を生かして国際交流活動、青少年活動等を活発に行うことが期待できる者
- (3) 心身の状況
心身が健康で協調性に富み、事業の計画に従って規律ある団体行動ができる者
- (4) 知識及び技能
日本の社会、文化等について相当程度の知識又は技能がある者
- (5) 訪問国への関心と理解
訪問国に対して関心と理解がある者
- (6) 語学力
事業期間中、定められた活動を円滑に行うことができる英語力を有する者
- (7) 事業全日程への参加
事前研修、出航前研修、本体プログラム及び帰国後研修の全日程に参加できる者

2 欠格事由

次の各条件のいずれかに該当する者は応募することができない。

- (1) 本事業を含め、過去に内閣府の行う青年国際交流事業に参加したことのある者
- (2) 国会又は地方公共団体の議会の議員の職にある者

3 募集期間

平成30年1月下旬から4月中旬にかけての各都道府県又は全国的青少年団体等において定める期間

4 募集人員

39人

5 応募方法

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書（様式1） 1通
様式は内閣府ホームページ（<http://www.cao.go.jp/koryu/>）からダウンロードすること。
（パソコンのワープロソフトによる作成を推奨する。）
 - イ 作文 1編
（パソコンのワープロソフトによる作成を推奨する。）
 - a テーマ
本事業の参加青年として参加することになった場合、
事業の活動の中で何をしたいか
帰国後その経験をどのように生かすか
という点を中心に具体的に記述する。題名は自由に設定してよい。
 - b 字数
1,200字以内（題名及び氏名は字数に含まない。）
 - c 書式
縦A4判横書きとし、題名、氏名及び字数を明記すること。

ウ 健康診断書 1通

平成29年4月1日以降に受診した健康診断結果を提出すること（これより前に受診していた場合、診断書の再提出を求めることとなるため注意すること）。健康診断は医療機関で受診するものの他、所属する大学や勤務先で受診する定期健康診断結果でも差支えない。

(2) 提出先及び提出方法

応募者は、参加申込書、作文及び健康診断書をそろえて、各都道府県の青年国際交流主管課(室)又は全国的青少年団体等へメールや郵送等、各主体が指定する方法により提出すること。都道府県については、原則として、応募時点の住民票住所の属する都道府県の青年国際交流主管課(室)を窓口とする。ただし、応募者の状況に応じて、住民票住所の属する都道府県以外への応募を特別に認める場合があるため()各主管課(室)に確認されたい。また、全国的青少年団体等に属している者も、都道府県に提出することができるが、同時に2つの窓口に応募することはできない。

()住民票住所の属する都道府県と実際に居所する都道府県が異なり、住民票住所の属する都道府県における選考を受けることが著しく困難な場合や、近い将来他の都道府県へ異動することが決まっている場合等。

(3) その他

提出書類は、返却しない。

6 選考の流れ

(1) 第1次選考

都道府県知事(若しくは教育長)又は全国的青少年団体等の代表者(以下「推薦者」という。)が、それぞれ日時、実施方法等を定めて第1次選考を行う。

(2) 第2次選考

内閣府は、推薦者からの推薦に基づき第2次選考の受験者を決定し、その受験者について、第2次選考を実施する。受験票は、試験日の1~2週間前に受験者本人に送付する。

ア 科目

- a 面接試験
- b 語学試験(英会話面接)
- c 教養試験、小論文

イ 期日及び場所

期日:平成30年5月27日(日)

場所:中央合同庁舎第8号館(東京都千代田区永田町1-6-1)

ウ 経費

試験を受けるために必要な交通費、宿泊料等の経費は、本人の負担とする。

エ 通知

第2次選考合格者を最終合格者とし、平成30年6月下旬までに、結果を内閣府から本人に直接通知する。

(3) 参加条件

最終合格者は、内閣府が指定する期日までに本人の参加誓約書及び勤務先の雇用主等(学生にあっては、学長・学部長、ゼミ担当教員等)の参加確認書各1通を提出の上、事前研修の全日程に参加することを条件に、事業への参加を認められるものとする。必要な条件を満たさなかった場合や、参加青年として不適当と認められる行動があった場合には、決定を取り消すことがある。

7 併願について

(1) 併願の条件

「東南アジア青年の船事業」を第1希望とする場合にのみ、「明治150年記念世界青年の船事業」との併願を可能とする。「明治150年記念世界青年の船事業」を第1希望とする場合は、「東南アジア青年の船事業」との併願はできない。

(2) 提出書類

「明治150年記念世界青年の船事業」との併願を希望する場合は、参加申込書には必ず希望順位を記入すること。その場合、参加申込書、作文及び健康診断書は1通ずつの提出で可(2事業に応募するために、各書類を2通ずつ用意する必要はない)。ただし、作文については、規定の文字数で足りない場合には1事業につき1編提出しても構わない。

(3) 受験資格

「東南アジア青年の船事業」に合格した者は、その時点で「明治150年記念世界青年の船事業」の受験資格を失う。「東南アジア青年の船事業」の不合格者で、「明治150年記念世界青年の船事業」を第2希望として応募した者に、「明治150年記念世界青年の船事業」の受験票を送付する。